

鶴岡市地域おこし協力隊設置要綱

平成25年3月28日

(趣旨)

第1条 この要綱は、人口減少・高齢化の著しい鶴岡市において、地域外の人材を積極的に誘致し、その定住・定着を図りながら、地域力の維持・強化に資するため、地域おこし協力隊推進要綱（平成21年3月31日付け総行応第38号総務事務次官通知）に基づき、鶴岡市地域おこし協力隊（以下「協力隊」という。）の設置に関し、必要な事項を定めるものとする。

(活動)

第2条 協力隊は、地域力の維持・強化に資する次の各号のいずれかに該当する地域協力活動に従事するものとする。

- (1) 地域おこしの支援
- (2) 農林水産業従事
- (3) 水源保全・監視活動
- (4) 環境保全活動
- (5) 住民の生活支援
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める活動

(委嘱)

第3条 協力隊の隊員（以下「隊員」という。）は、次の各号の要件をすべて満たす者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 生活の拠点を、3大都市圏をはじめとする都市地域等から鶴岡市に移し、住民票を異動することが可能である者（委嘱前に既に市内に定住又は定着している者を除く。）
 - (2) 心身が健康で、かつ地域協力活動に取り組む意欲と情熱をもっていると認められる者
- 2 隊員は、前項の規定による委嘱を受けた後、速やかに鶴岡市に転入するものとする。

(委嘱期間)

第4条 隊員の委嘱期間は、1年以内（年度途中で任用する場合には、当該年度の3月31日までの期間）とする。

2 委嘱期間は、1年ごと最長3年まで延長することができるものとする。

(身分)

第5条 隊員の身分は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項第1号に規定する短時間勤務の会計年度任用職員
 - (2) 隊員を地域協力活動に従事させることを目的として雇用する団体等の被雇用者
- (隊員の活動に要する経費)

第6条 前条第1号に規定する隊員の活動に要する経費のうち、隊員の報酬、期末手当、勤勉手当及び費用弁償（以下「報酬等」という。）については、市が鶴岡市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年鶴岡市条例第20号）及び鶴岡市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例施行規則（令和2年鶴岡市規則第12号）の定めるところ

により負担する。

2 前条第2号に規定する隊員に対する報酬等に相当する費用については、前項の規定の例により市が負担するものとする。ただし、これによりがたい場合は、前項の規定の例を標準として隊員が従事する地域協力活動の内容等を考慮して別に定めるところにより市が負担するものとする。

3 前2項に掲げるもののほか、隊員の活動に要する経費については、市が予算の範囲内において負担する。

(活動報告)

第7条 隊員は、市に活動の実施状況を報告しなければならない。

(守秘義務)

第8条 隊員は、活動を通じて知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(損害賠償)

第9条 隊員は、自己の責めに帰すべき事由により、市に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成25年3月28日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年3月27日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年3月31日から施行する。ただし、第6条の報酬については、平成27年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。